

発熱や咳の症状があるなど、新型コロナウイルスの感染が心配な場合は、医療機関へ直接行くことは控え、まずは東部地区発熱・帰国者・接触者相談センターへお電話ください。

問 東部地区発熱・帰国者・接触者相談センター

TEL 0857-22-5625 (8:30～17:15) TEL 0857-22-8111 (左記時間帯以外) FAX 0857-20-3962

生活にお困りのみなさんへ

社会保険料の減免制度があります

新型コロナウイルスの影響により一定程度収入が減少した場合などをご相談ください（徴収猶予制度もあります）。

国民健康保険料 問 本庁舎保険年金課

TEL 0857-30-8222 FAX 0857-20-3906

後期高齢者医療保険料

問 本庁舎保険年金課

TEL 0857-30-8225 FAX 0857-20-3906

介護保険料 問 本庁舎長寿社会課

TEL 0857-30-8212 FAX 0857-20-3906

国民年金保険料 問 本庁舎保険年金課

TEL 0857-30-8224 FAX 0857-20-3906

※国民年金保険料の納付の免除や猶予制度について、25ページに詳しく掲載しています。

市税等の徴収猶予制度があります

以下の支払いが困難な場合は猶予などの制度がありますので、問い合わせ先にご相談ください。

市・県民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税

問 本庁舎収納推進課

TEL 0857-30-8162 FAX 0857-20-3920

水道料金 問 水道局料金課

TEL 0857-53-7923 FAX 0857-53-7801

下水道等使用料 問 下水道庁舎下水道経営課

TEL 0857-30-8391 FAX 0857-20-3319

生活困窮者への包括的相談支援窓口

さまざまな課題を抱え生活に困窮している人に対して、一人ひとりの状況に合わせた包括的な支援を行います。また、収入減少により住居を失うおそれがある人に対し一定期間家賃相当額を給付する「住居確保給付金」もあります。

問 中央人権福祉センター
(パーソナルサポートセンター)

TEL 0857-20-4888 FAX 0857-24-8067

生活福祉資金の貸付について

休業や失業などにより生活資金でお悩みの人へ「緊急小口資金」、「総合支援資金」の貸付を行っています。

問 鳥取市社会福祉協議会

TEL 0857-24-3180 FAX 0857-24-3215

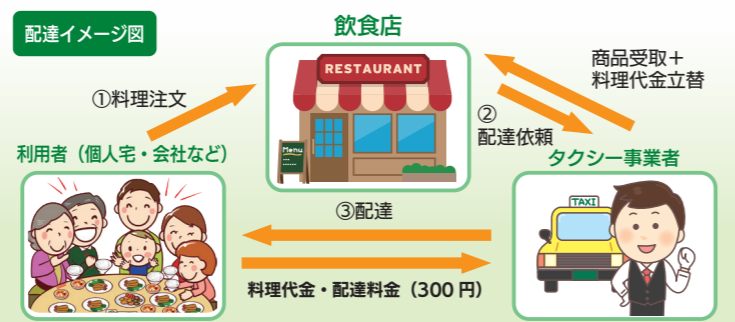
市民のみなさんへ

「いなばのごちそうタク配」がスタート！

問 本庁舎交通政策課

TEL 0857-30-8326 FAX 0857-20-3953

テイクアウト商品を手頃な配達料金でタクシーがお届けします。



【利用の流れ】

1. 利用者が飲食店に料理を注文。その際に配達希望の旨を伝える。
2. 飲食店からタクシー会社に料理の配達を依頼する。
3. タクシードライバーが利用者のもとへ料理を配達する。利用者は受け取り時に料理代金と配達料金を支払う。

【配達料金】300円（料理代別）

【実施期間】8月31日まで（予定）

【対象エリア】旧鳥取市内

対象となる飲食店など、詳しくは本市公式ウェブサイトをご覧ください。



新型コロナウイルスに感染した場合などに傷病手当金を支給します

問 本庁舎保険年金課

TEL 0857-30-8222 FAX 0857-20-3906

国民健康保険、後期高齢者医療制度に加入の被用者が新型コロナウイルスに感染した場合、または発熱などの症状があり感染が疑われた場合に、その療養のため労務に服することができなかった期間、傷病手当金を支給します。支給には一定の要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

事業者のみなさんへ

社会保険労務士による雇用調整助成金申請費用の一部を補助します

問 本庁舎経済・雇用戦略課

TEL 0857-30-8284 FAX 0857-20-3947

【対象】 次の①と②のどちらにも該当する人

- ①市内に事業所を有している中小企業などの経営者
- ②雇用調整助成金の申請事務を社会保険労務士に依頼し、支給決定を受けている人

【支給額】 雇用調整助成金の申請事務を社会保険労務士に依頼した場合に要する費用の2/3（※上限10万円）

※申請の方法などの詳細は、本市公式ホームページをご覧ください。

特集 新型コロナウイルス感染症支援策

市民生活と地域経済を守り、支え、鳥取市の明日を切り拓く

鳥取市新型コロナウイルス感染症緊急対策補正予算第3弾

問 本庁舎行財政改革課 TEL 0857-30-8111 FAX 0857-20-3948

本市では、4月臨時補正予算、5月臨時補正予算、6月補正予算で、感染症への対応や地域経済を支えるための支援など、切れ目なく早期に対応できるよう取り組んでいます。6月補正予算（感染症緊急対策）は総額108億円を計上し、以下の施策を実行します。

緊急対策第1弾
4月臨時補正予算 約35億円

緊急対策第2弾
5月臨時補正予算 約197.1億円

緊急対策第3弾
6月補正予算 約108.4億円

市民の安全・安心を確保する（感染防止、第2波への備え）ための施策は？

保健所、医療機関の体制を強化（10億2,791万円）

- ・感染防止の広報やドライブスルーPCR検査の実施
- ・市立病院の医療提供体制や感染症患者受入体制の充実 など

福祉事業所や公共交通機関の感染防止対策を支援（6,433万円）

- ・介護サービス事業所の衛生用品やタブレット端末の導入などへの支援
- ・障がい福祉サービス事業所の衛生用品配備や布マスク製作などへの支援
- ・バスやタクシーなど公共交通機関の衛生用品配備への支援

災害などへの備え（2,059万円）

- ・避難所などの感染防止のための衛生用品や間仕切りなどを追加配備 など



地域経済を支えるための施策は？

市内中小企業者を支援（90億4,741万円）

- ・雇用調整助成金の申請費用の一部を支援（9ページ参照）
- ・低金利の融資枠拡大のための金融機関への預託金の増額

市内製造業の雇用維持を支援（2億0,000万円）

- ・雇用維持のための新規事業や市内に拠点を移転する取り組みへの支援

市内施工業者の需要拡大を図る（4,052万円）

- ・市内施工業者を利用した個人住宅リフォームへの支援（20ページ参照）



鳥取市の明日を切り拓く（将来を見据えた地方創生）施策は？

子どもたちの暮らしを支える（7,731万円）

- ・ひとり親家庭（児童扶養手当受給世帯）を対象にした市独自による1世帯当たり3万円の給付
- ・子ども食堂が行う利用世帯へのテイクアウト弁当引換券の配布や訪問型見守り活動への支援 など

文化、芸術の振興を促進（1,086万円）

- ・美術、工芸などの担い手作家を支援する民間ギャラリーへの奨励金の交付
- ・地元出身アーティストを活用する取り組みへの支援 など

地域の魅力発信と観光需要を喚起（8,603万円）

- ・市内宿泊施設を利用した観光客への地元産品の抽選によるプレゼント
- ・宿泊割引キャンペーンへの支援や観光プロモーション動画の作成 など

将来を見据えた新たな取り組みを展開（1億3,172万円）

- ・小中義務教育学校の全児童生徒への1人1台の学習端末の整備
- ・ICTを活用したさじアストロパークの星空映像提供や出前授業の充実
- ・図書館の衛生環境や蔵書の充実と貸出拠点（コンビニ）の拡充 など

